

岩見沢市子ども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

市長挨拶

令和7年3月



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 少子化対策の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、令和5（2023）年は昭和22年（1947）年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、このような子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4（2022）年6月に公布、令和5（2023）年4月に施行しました。また、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5（2023）年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されています。

【子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯】

法律・制度等		内容
平成27年 (2015年)	・子ども・子育て支援法 関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
令和5年 (2023年)	・こども基本法成立 (4月1日施行) ・こども家庭庁の発足	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備
令和5年 (2023年)	・こども大綱の閣議決定 ・こども未来戦略の閣議決定(12月22日)	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的方針を定める ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
令和6年 (2024年)	・こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	・次世代育成支援対策推進法改正 ・子ども・子育て支援法等の一部改正(6月5日)	・令和17年(2035年)3月末までの時限立法に再延長 ・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
(1) 少子化対策の背景	1
(2) 岩見沢市におけるこども計画の策定	2
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的な位置づけ、上位計画・関連計画との関係	2
(2) 計画の期間	4
(3) 計画の策定体制	4
(4) 市民の意見の反映	4
第2章 まちの現状と課題	6
1. 現状	6
(1) 就学前・小学生児童数の推移	6
(2) 少子化の状況	7
(3) 女性の就業率	8
(4) ひとり親世帯の推移	9
(5) 幼稚園の現状	10
(6) 認可保育所の現状	11
(7) 認可外保育施設等の現状	12
(8) 児童館と留守家庭児童対策の現状	13
(9) 児童療育の現状	14
(10) 育児困難家庭の支援と児童虐待の防止	15
(11) 子どもの経済的な状況	17
2. 第2期子ども・子育てプランの評価と課題	19
第3章 子ども・子育てに関するビジョン	20
1. 基本理念	20
2. 基本的な考え方	20
3. 基本目標と事業展開	20
4. 基本目標と事業展開	20

(2) 岩見沢市におけるこども計画の策定

岩見沢市では、子育て支援施策の総合的な計画として、平成16(2004)年に「いわみざわ次世代育成支援行動計画」、平成27(2015)年には子ども・子育て支援法に基づく「第1期岩見沢市子ども・子育てプラン(岩見沢市子ども・子育て支援事業計画)」、令和2(2020)年には第1期計画を継承した「第2期岩見沢市子ども・子育てプラン(第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、子どもの成長と子育て支援に向けた各種施策を実施してきました。

今回策定する「岩見沢市こども計画」は、第2期計画策定後に施行された「こども基本法」や「こども大綱」、「こども未来戦略」、北海道が策定する「都道府県こども計画」の内容等を踏まえ、少子化の現状や、国・北海道の動向を反映しながら、第2期計画を継承した新たな計画(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)として、策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ、上位計画・関連計画との関係

本計画は、国の「こども大綱」を勘案し策定しており、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置付けています。

なお、本計画は、第2期プランに内包していた「子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」及び「児童虐待防止計画」に加えて、「子ども・若者計画」を包含した子ども分野を一体的に網羅した計画となっています。

また、上位計画である「第6期岩見沢市総合計画(平成30(2018)年度～令和9(2027)年度)」との整合を図るとともに、市の総合戦略や健康福祉・教育分野など各分野の関連計画、北海道で策定中の「都道府県こども計画」との関係にも留意しています。

資料2の図

こども基本法

(都道府県こども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期岩見沢市子ども・子育てプラン					岩見沢市子ども計画				

(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく岩見沢市子ども・子育て会議の場で協議しています。同会議は、計画策定の後も岩見沢市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況（計画の進行管理）について、調査・審議します。

また、同会議とは別に子どもの安全と安心に関する施策について協議するため、令和6（2024）年度に専門部会を設置し、その検討結果を計画内容に反映しています。

(4) 市民の意見の反映

岩見沢市子ども計画の策定に当たり、子育て中の市民を対象に、子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握するため、令和6（2024）年7月に「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

また、8月に市内の小中学校及び高等学校の児童・生徒とその保護者を対象とした「生活実態調査」と「一般市民向けアンケート調査」、「事業所向けアンケート調査」も行い、それらから得られたニーズ等を計画内容に生かしています。

①岩見沢市子ども計画策定のためのニーズ調査

【調査期間】令和6（2024）年7月6日～7月29日

【実施方法】就学前児童（0～5歳）の保護者ならびに小学生（1～6年生）の保護者の中から無作為抽出、郵送による配布・郵送及びWEB回収

【回収結果】

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,498票	583票	578票	38.6%
小学生調査	1,500票	510票	504票	33.6%
合計	2,998票	1,802票	1,082票	36.1%

②岩見沢市こどもの生活実態調査

【調査期間】令和6（2024）年7月22日～8月5日

【実施方法】学校配布、WEB回収

【回収結果】

調査の対象		配布数	回収数	回収率	マッチング数	マッチング率
小学2年生	保護者	446票	144票	32.3%	-	-
小学5年生	保護者	527票	141票	26.8%	101組	34.9%
	子ども	527票	289票	54.8%		
中学2年生	保護者	563票	106票	18.8%	75組	24.4%
	子ども	563票	307票	54.5%		
高校2年生	保護者	650票	48票	7.4%	25組	29.4%
	子ども	650票	85票	13.1%		
合計	保護者	2,186票	439票	20.1%	201組	29.5%
	子ども	1,740票	681票	39.1%		

③岩見沢市子ども・子育てに関するアンケート調査（一般市民対象）

【調査期間】令和6（2024）年8月1日～8月26日

【実施方法】市広報紙に調査案内を掲載、二次元バーコードを用いたWEBによる回収

【回収結果】

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数
一般市民向け調査	35,400票	423票	423票

④岩見沢市子ども・子育て事業所調査

【調査期間】令和6（2024）年8月1日～8月26日

【実施方法】市内の子育て関連事業所を対象に郵送による配布・郵送及びWEB回収

【回収結果】

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
事業所向け調査	52票	39票	39票	75.0%

第2章 まちの現状と課題

1. 現状

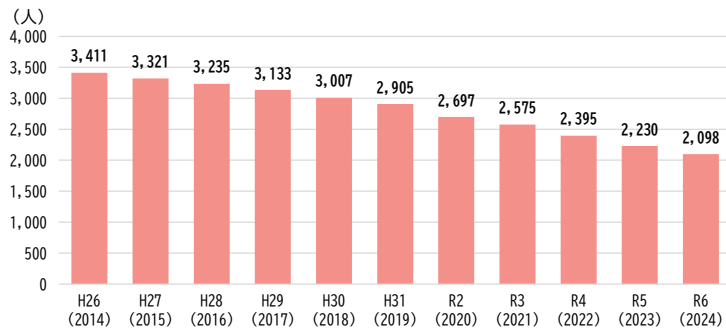
(1) 就学前・小学生児童数の推移

就学前児童（0～5歳）の人口は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの第2期プランの期間中、2,697人から2,098人に599人減少しています。

また、小学生児童（6～11歳）の人口は、第2期プランの期間中、3,492人から3,054人に438人減少しています。

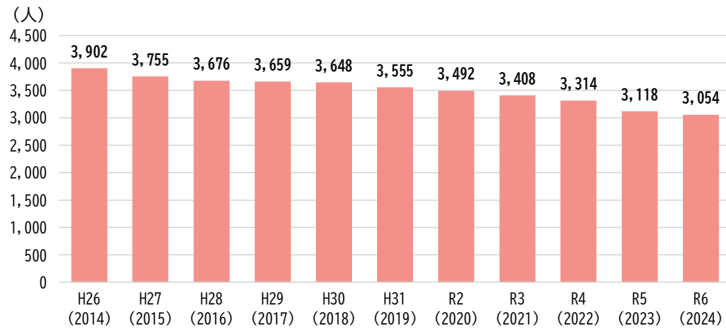
いずれの児童も減少数が増加しており、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

<就学前児童数（0～5歳）の推移>



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<小学生児童数（6～11歳）の推移>



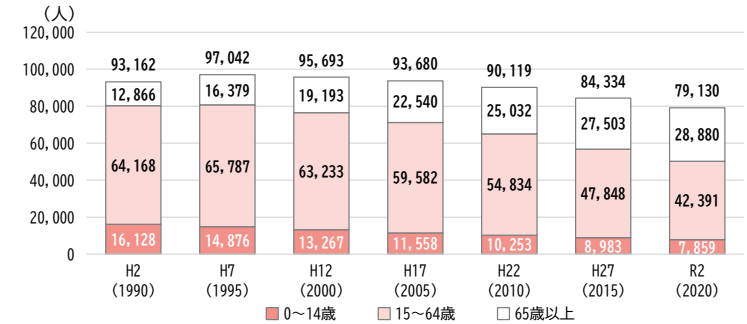
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 少子化の状況

岩見沢市の総人口は、全国と同様に減少傾向が続いており、令和2（2020）年の時点で79,130人（国勢調査、年齢不詳を除く）となっています。平成2（1990）年と令和2（2020）年と比較すると総人口は約14,000人減少しています。0～14歳人口は減少、65歳以上は増加の傾向にあり、さらなる少子高齢化の進行がみられます。

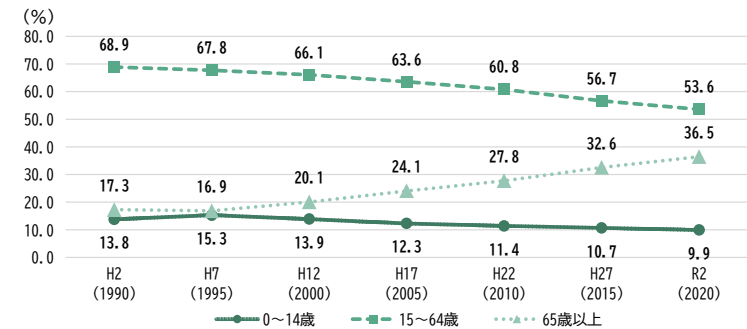
年齢3区分別人口比の推移をみると、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は35%を超えています。0～14歳は総人口の10%にとどまっています。

<総人口と年齢3区分別人口の推移>



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

<年齢3区分別人口比の推移>



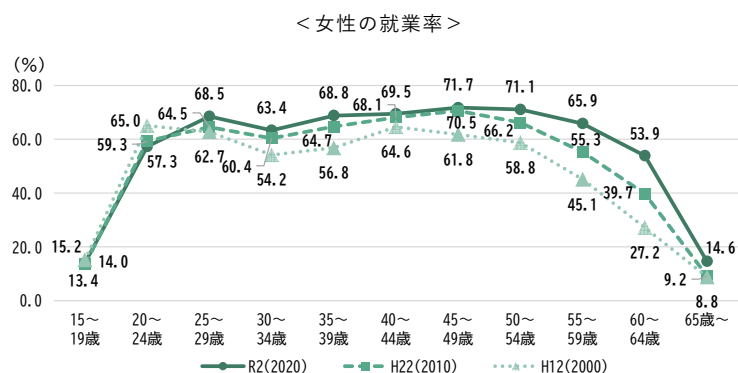
資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

(3) 女性の就業率

これまで、女性の就業率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）については、結婚や出産を機に一旦仕事を辞め、子育てが一段落すると働き始める女性が多いことから、M字カーブを描くことが多くなっていました。

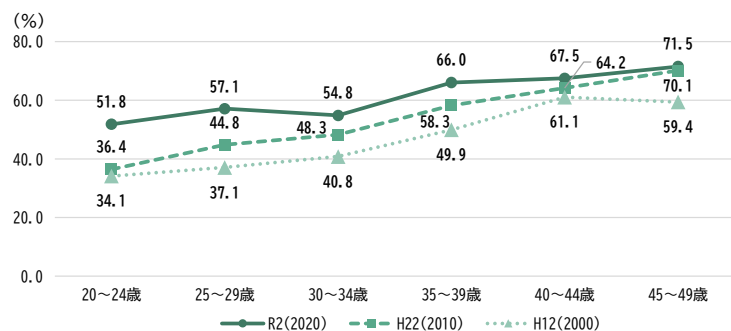
岩見沢市における女性の就業率においても、平成12（2000）年から平成22（2010）年にかけては、緩やかにM字カーブを描いていましたが、令和2（2020）年にはほぼ平らのかたちとなり、子どもを産む可能性が高い25～39歳でも高い就業率を維持するようになりました。

また、有配偶者における就業率の推移をみても、すべての年齢で上昇しており、年齢に関わらず働く女性が増えています。



資料：国勢調査

<子育て期における女性（有配偶者）の就業率>



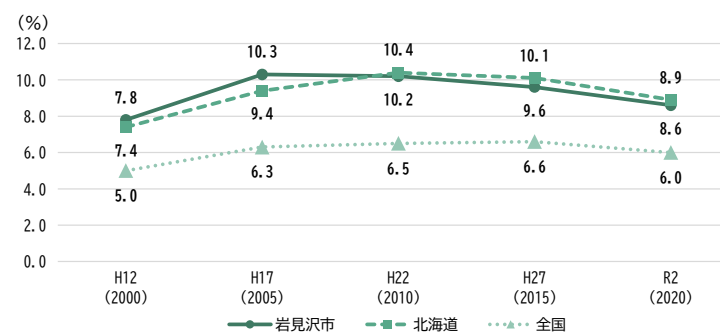
資料：国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

令和2（2020）年の国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる母子世帯ならびに父子世帯の数は、全国で64万1千世帯であり、その約90%を母子世帯が占めています。母子世帯の場合、生活に困窮していることが少なくないことから、ひとり親世帯の貧困問題は主に母子世帯の貧困問題であると言えます。

岩見沢市における18歳未満の子どもがいる母子世帯ならびに父子世帯で親族等と同居していない世帯数は、令和2（2020）年では487世帯となっています。また、一般世帯に占める割合で見ると、平成12（2000）年の7.8%から平成17年に10.3%まで上昇し、その後、令和2（2020）年の8.6%まで減少傾向が続いていますが、全国平均よりもなお高い水準にあります。

<18歳未満の子どもがいる世帯のうち、母子ならびに父子世帯の割合>



資料：国勢調査

(5) 幼稚園の現状

市内幼稚園は、第2期の期間中に2か所の幼稚園が幼稚園型認定こども園へと移行し、1か所の保育所型認定こども園が誕生しています。

令和6(2024)年5月現在、子ども・子育て支援法に基づく幼稚園枠(1号認定)に相当する定員は522人となっており、1号認定の在園児数は432人と、利用定員の78.3%となっています。

<幼稚園の状況>

種別	施設名	定員	入園状況 (R6.4.1)	入園状況 (R6.5.1)	実施の保育事業など	
幼稚園	よいこのくに幼稚園	90	85	87	・夏休み、冬休み、 春休み期間を含めた 預かり保育 ・未就園児が親子で 集う広場なども実施	
	岩見沢めぐみ幼稚園	120	86	86		
	駒沢幼稚園	150	121	121		
認定こども園	岩見沢ひがし認定こども園(1号)	12	9	13		
	ほろむい認定こども園とことん(1号)	15	11	12		
	栗沢認定こども園(1号)	15	4	4		
	認定こども園岩見沢天使幼稚園(1号)	75	53	54		
	認定こども園岩見沢聖十字幼稚園(1号)	75	60	55		
計		552	429	432		入園率 4月 77.7% 5月 78.3%

資料：岩見沢市(令和6年5月1日現在)

※学校教育法に基づく幼稚園教諭の配置基準は「幼稚園設置基準(昭和31年)」により以下のよう
に定められています。

- ・1学級の幼児数は、35人以下を原則(第3条)
- ・各学級に少なくとも専任の教諭、1人を置く(第5条)

(6) 認可保育所の現状

①入所状況

認可保育所は、第2期の期間中に1か所の認可保育園が保育所型認定こども園へと移行し、2か所の幼稚園型認定こども園と1か所の小規模保育所が誕生しています。

令和6(2024)年5月現在の定員は1,201人となっており、平均の入所率は95.3%となっています。

<認可保育所の状況>

種別	施設名	定員	入園状況 (R6.4.1)	入園状況 (R6.5.1)	備考	
認可保育所 (認定こども園も含む)	ふれあい子どもセンター	90	35	35	公立	
	栗沢認定こども園(2・3号)	45	35	35	公立	
	なかよし保育園	60	66	65	私立	
	みその保育園	60	62	62	私立	
	日の出保育園	90	98	98	私立	
	みなみ保育園	90	93	93	私立	
	あかしゃ保育園	60	56	56	私立	
	さくらぎ保育園	60	45	45	私立	
	西保育園	90	96	95	私立	
	中央保育園	90	92	92	私立	
	志文保育園	60	66	65	私立	
	みどり保育園	60	53	53	私立	
	ひまわり保育園	60	59	59	私立	
	岩見沢ひがし認定こども園(2・3号)	60	63	61	私立	
	ほろむい認定こども園とことん(2・3号)	90	100	100	私立	
	認定こども園岩見沢天使幼稚園(2号)	30	30	30	私立	
	認定こども園岩見沢聖十字幼稚園(2号)	30	25	30	私立	
	小規模 保育施設	ぼけっと	19	18	18	私立
		こっころつぼみ保育園	19	18	18	私立
		わくわく保育園	19	19	19	私立
こっころ保育園		19	16	16	私立	
計		1,201	1,145	1,145	入所率 4月 95.3% 5月 95.3%	

資料：岩見沢市(令和6年5月1日現在)

※児童福祉法に基づく保育所の保育士の配置基準は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年)」により以下のよう
に定められています。

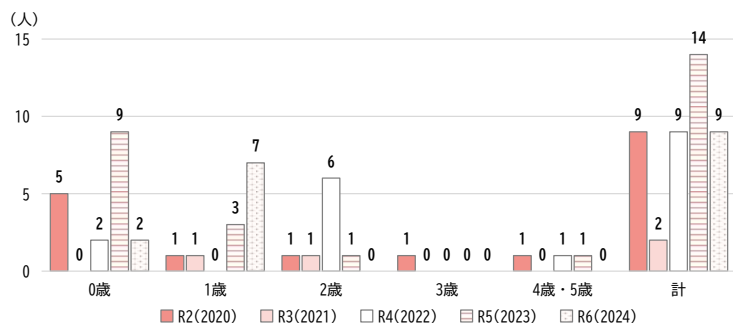
- 【0歳児】3:1 【1歳児】6(令和7(2025)年以降に5人に改正予定):1
- 【2歳児】6:1 【3歳児】15:1 【4歳以上児】25:1

②待機児童

第2期の期間中は、市内のどこの保育所にも入所できない待機児童はいませんでした。また、第1期に比べ、特定の保育所を希望して入所を待つ、いわゆる潜在待機は大幅に減少しました。

その数は、令和3（2021）年に2人まで減少ののち、令和5（2023）年には14人まで増加となりましたが、毎年10人程度の潜在待機が発生しています。

<潜在待機の推移>



資料：保育所等利用待機児童調査（各年4月1日現在）

(7) 認可外保育施設等の現状

認可外保育施設等は、第2期の期間中に小規模保育施設への移行などにより、減少しています。

へき地保育所は、第2期の期間中に2園が閉園し、現在は北村地区のみとなっています。また、認可外保育施設は1園、事業所内保育施設、事業所内保育所はそれぞれ2園となっています。

<認可外保育施設等の状況>

種別	施設名	備考
へき地保育所	北村中央保育所	公立、通年
認可外保育施設	特定非営利活動法人七条保育所(休所中)	私立
事業所内保育施設	野宮病院保育所ほのぼの	私立
	岩見沢市立総合病院院内保育園ゆあみっこ	公立
企業主導型保育施設	岩見沢恵比寿保育園	私立
	あおぞら保育園	私立

資料：岩見沢市（令和6年7月1日現在）

(8) 児童館と留守家庭児童対策の現状

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施に当たって設置する公立の放課後児童クラブについては、厚生労働省令に基づく適正な利用定員と活動面積を確保するため、児童館や学校の余裕教室などを使用することにより実施しています。第2期の期間中に1ヶ所が閉鎖となり、令和6（2024）年3月末現在では20か所で開催しています。

利用定員については、40人を1単位とし、施設全体で1,000人となっていますが、令和6（2024）年3月末現在、一日当たりの平均登録児童数は1,147.06人と、登録児童数が利用定員を上回っていますが、高学年を中心に1日当たりの利用児童数は少ないことから、利用児童数と比較した場合、提供体制は確保されている状況となっています。

<放課後児童クラブ（公立）の利用状況>

クラブ名	利用定員	平均登録児童数	利用児童数/日	うち留守家庭児童数/日
日の出児童館	40	69.17	25.26	22.84
鉄北児童館	40	71.59	41.52	31.62
春日児童館	40	86.25	25.33	24.00
美園児童館	80	131.75	66.85	48.36
志文児童館	40	34.42	12.62	9.65
幌向児童館	40	47.00	18.49	14.13
利根別児童館	40	45.75	17.66	14.63
東・栄児童館	40	57.00	25.53	19.97
稲穂児童館	80	146.42	69.72	58.48
上幌向児童館	40	46.34	19.00	15.03
中央児童館	40	46.92	26.30	22.54
北真児童館	40	62.67	31.07	22.12
美園小放課後児童クラブ	40	32.34	14.27	14.27
北村のびのびクラブ	80	57.84	16.21	16.19
日の出小放課後児童クラブ	40	18.75	11.23	11.23
幌向小放課後児童クラブ	40	23.09	9.13	9.13
東小放課後児童クラブ	40	29.75	13.44	13.44
鉄北放課後児童クラブ	80	55.67	14.35	14.12
志文放課後児童クラブ	40	33.84	14.62	14.62
来夢21こども館	40	50.50	19.17	18.04
計	1,000	1147.06	24.59(平均)	20.72(平均)

資料：岩見沢市（令和6年3月31日現在）

※放課後児童健全育成事業を担う放課後児童支援員の配置基準は、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年）をもとに岩見沢市が定めた「岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成27年）で以下のよう

・支援の単位（おおむね40人以下）ごとに2人以上

(9) 児童療育の現状

児童療育については、学校における特別支援教育、教育委員会が設置している幼児ことばの教室、子育て総合支援センターのほか、民間の障がい児通所支援事業所の活動を通して取り組んでいます。

民間の障がい児通所支援事業所は、令和6年7月現在、市内20か所に増加しており、未就学児対象の児童発達支援事業、就学児対象の放課後等デイサービスの設置に取り組んでいます。

<通所支援事業所の状況>

施設名	所在地	実施事業
オレンジハウス	緑が丘3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
奏《かなで》	志文町	児童発達支援、放課後等デイサービス
きがる	大和2条3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
きらく	大和3条4丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
くりあ	3条西10丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
コビトハウス	緑が丘3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
こんぱす	東山10丁目	放課後等デイサービス
たかさん家	日の出10丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
たよれーる	北2条西11丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
つみぎ園	11条西3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
にじいろひろば	東山町	児童発達支援、放課後等デイサービス
ハウルの丘岩見沢	大和1条6丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
ひかり岩見沢5条	5条西10丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
び〜ず	7条東13丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
まるまる	3条西5丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
みなこのキッズ	2条西3丁目	児童発達支援
みなこのジュニア	桜木1条5丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
ラブアリス岩見沢西	8条西17丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
ラブアリス岩見沢東	5条東15丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
りり〜ぶ	9条東5丁目	放課後等デイサービス

資料：岩見沢市（令和6年7月現在）

(10) 育児困難家庭の支援と児童虐待の防止

①児童虐待相談の現状

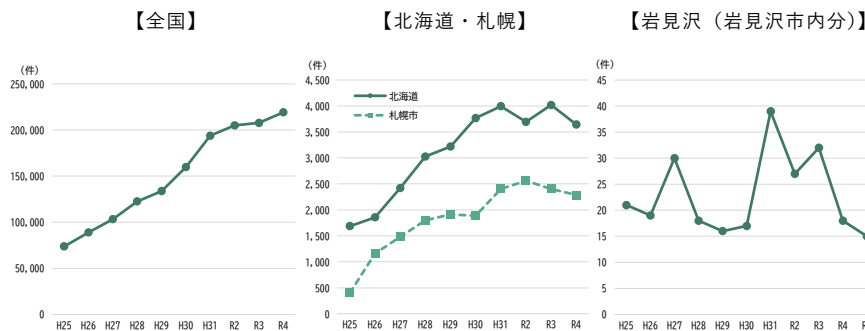
平成12（2000）年に児童虐待防止法が施行されてから、全国の児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、令和4（2022）年には約22万件となっています。これまで明るみにならなかった相談が増えたという見方もできますが、警察と児童相談所の連携の強化や社会全体の関心の高まりによるものと考えられます。対応件数の約6割が心理的虐待となっており、子どもが暴力や暴言を見たり、聞いたりすることも虐待であるという社会的認識が定着してきたことを示すとともに、核家族化や共働きに加え、ひとり親世帯の増加も要因として挙げられます。

北海道全域や札幌市児童相談所の件数も同様の傾向となっていますが、令和3（2021）年以降は減少しています。

岩見沢児童相談所に寄せられた相談のうち岩見沢市内からの相談についての対応件数は、年によりばらつきはあるものの毎年15件以上に上っています。

また、虐待を受けた子どもを始めとする、要保護児童に関する情報の交換や支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会には、虐待とは言い切れないものの、虐待に至るリスクが高い、養育支援を必要とする家庭に関する相談が増えています。

<児童相談所における児童虐待対応件数の推移>



資料：【全国】こども家庭庁【北海道・札幌】北海道保健福祉部【岩見沢】岩見沢市こども未来課

②虐待リスクが高いと思われる家庭

虐待リスクは、保護者、子ども、養育環境それぞれにあると考えられています。保護者の身体的・精神的に不健康な状態から起因するものや子どもの発達特性に関するもの、家族構成の複雑さなど様々です。

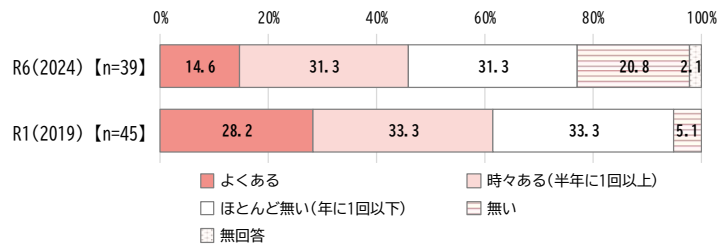
要保護児童対策地域協議会では、虐待リスクが高い家庭について、具体的な支援策の協議も行っています。

令和6（2024）年8月に実施した子育て家庭と関わりが深い保育所などの事業所に対するアンケート調査の結果によれば、6割以上の事業所が、虐待リスクが高いと思われる家庭に接することが「よくある」、「時々ある」としています。特に、「よくある」については、第2期プラン策定時と比べて13.6ポイント増加していることから、虐待リスクの高い家庭が表面化していることが考えられます。

また、虐待リスクが高いと思われる家庭の特徴として、「家の中が汚い、または、子どもが不潔である」、「こどもに発達の遅れが感じられるが、保護者がそのことを受け入れようとしない」が第2期と同様に多く挙げられています。また、「家族構成が複雑である」が次に多くなっていることから虐待リスクの高い家庭の増加は必然であると考えられます。

このことから、「児童相談所・警察・子育て支援センターなどの連携」、「市と地域・団体等との情報共有」が重要かつ有効であり、市や地域、団体等は、虐待リスクが高いと思われる家庭に対して、より一層、充実した取組が求められる状況となっています。

<虐待リスクが高いと思われる家庭に接することについて>



(11) 子どもの経済的な状況

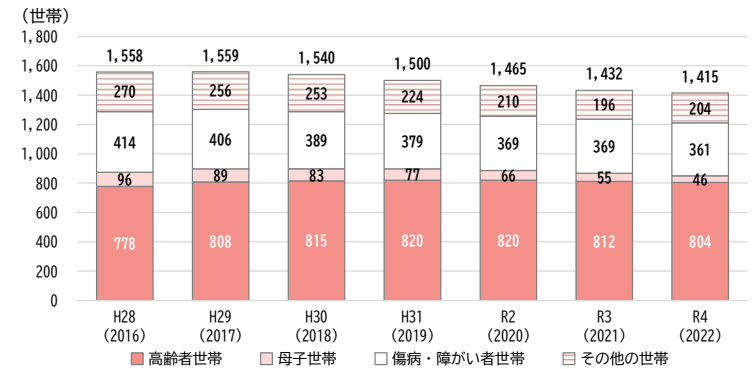
子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。

国では、こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要であるとし、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を策定しました。

北海道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、「相談支援」、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」の5つの柱に沿って取組を推進するとしています。

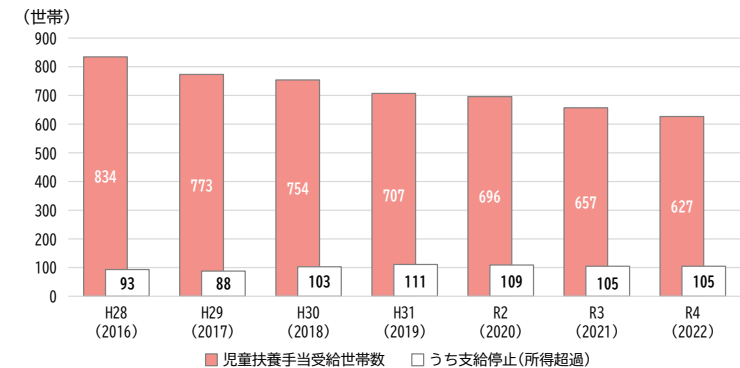
岩見沢市では、子どもの貧困が起りやすい母子世帯の生活保護被保護世帯数や児童扶養手当受給世帯数については減少傾向が続いています。

<世帯類型別生活保護被保護世帯数（岩見沢市）>



資料：所管事務調査資料（各年度平均）

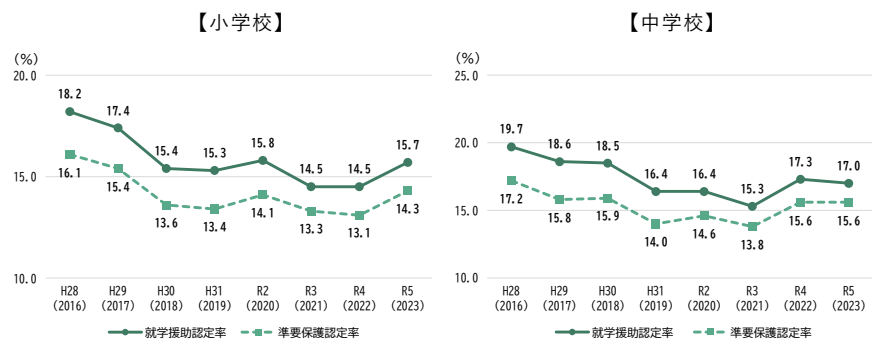
<児童扶養手当受給世帯数（岩見沢市）>



資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

また、岩見沢市における義務教育段階の教育支援にあたっては、学校教育法第19条に基づく就学援助事業を通して、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対する学用品費等の援助に取り組んでおり、児童・生徒数全体に占める認定率は、小学校では増加、中学校では横ばいとなっています。

< 就学援助認定率の推移 >



資料：岩見沢市（各年3月31日現在）

2. 第2期子ども・子育てプランの評価と課題

第3章 子ども・子育てに関するビジョン

1. 基本理念

2. 基本的な考え方

3. 基本目標と事業展開

4. 成果指標
